

Q5 鹿嶋市には「鹿嶋市市民活動保険」という制度があるそうですが、区・自治会活動のうちどのような活動が該当になるのですか？

鹿嶋市市民活動保険は、市が保険料を負担し、市民や区・自治会、市民団体が自主的かつ無報酬（交通費等の実費弁償は無報酬とみなします。）で行う公益性のある活動中に、市民活動の指導者や市民団体等の過失により、第三者の身体や財物、第三者からの預かり品等に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に補償するものです。

万が一賠償責任が生じる事故が発生したときは、地域づくり推進課まで電話等で一報を入れていただき、速やかに所定の事故報告書を市に提出してください。

事前の加入申込みや登録手続きは必要ありません。

■重要なお知らせ(傷害補償保険の終了について)

本制度にてこれまで対象としておりました「傷害補償(市民活動中の参加者が、事故によって死亡又は負傷した場合の補償)」は、令和7年9月30日をもって終了となります。

(1) 対象となる賠償責任事故の具体例

◆道路、公園、海岸等の清掃や草刈等の環境美化活動中に、草刈機の石跳ねにより通りかかった自動車に傷を付けてしまった。 など

※次に掲げる活動については、対象となりませんので御注意ください。

- ①自己の楽しみのために行う趣味のサークル等の生涯学習・文化活動
- ②各種スポーツ大会・スポーツ少年団等のスポーツ活動
- ③子ども会・ボーイスカウト・ガールスカウト等の青少年健全育成活動
- ④交通事故等の自動車による事故

(2) 損害賠償補償の種類・内容

区 分	補償限度額	内 容
身体(対人)賠償	1人につき 1億円 1事故につき 3億円	第三者の身体に損害を与えたとき
財物(対物)賠償	1事故につき 500万円	第三者の財物に損害を与えたとき
保管物賠償	1事故につき 500万円	第三者からの預かり品等に損害を与えたとき

【問合せ先】
地域づくり推進課
内線 301